

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連合長
が定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月2日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

(七) 上 築 久

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第8号

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連
合長が定める日を定める規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第8条の広域連合長
が定める日を定める規則（令和2年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第12号）の一
部を次のように改正する

本則中「令和3年6月30日」を「令和3年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。